

## 令和6年度和光市放課後児童健全育成事業所に対する指導検査実施方針

### 1 指導検査の目的

和光市では、放課後児童健全育成事業所の適正な設備及び運営を維持するため和光市放課後児童健全育成事業指導検査実施要綱に基づき、今年度は下記のとおり指導検査を実施する。併せて指導検査で指摘した事項については、速やかな改善を求め、必要な改善が図られない場合には、継続的な指導その他必要な措置を行う。

### 2 指導検査（実地検査）の対象施設及び実施時期

#### （1）公設学童クラブ

13施設（5月～7月）

#### （2）民設学童クラブ

2施設（5月～7月）

### 3 指導検査の重点事項

#### （1）施設及び職員に関する確認

##### ア 適切な雇用管理が行われているか（通知等の整備、健康診断の実施等）

- ・職員配置基準等に定める員数及び資格を満たした配置になっているか。
- ・固定した職員配置となっているか。（ヘルプ要員等による運営を見込んでいないか）

##### イ 建物設備の管理

- ・基準面積が確保されているか。
- ・棚やロッカー等の設置・移動による有効面積の変更がないか。

#### （2）運営状況に関する確認

##### ア 健康・安全確保

- ・衛生管理の対応がされているか。（補食提供、施設設備）
- ・安全計画を作成し、計画に従い必要な措置を講じているか。  
（安全点検、安全指導、訓練、研修等）
- ・熱中症対策がされているか。（暑さ指数の確認、室内の温度管理、水分補給等）
- ・登所及び帰宅時における安全が確保されているか。
- ・児童の所在確認、人数把握等を適切に行っているか（点呼、記録、報告等）  
（室外保育等で自動車を運行するときの所在確認含む）
- ・非常災害に対する具体的な計画を立てているか。
- ・補食の提供における適切なアレルギー対応及び発生時の対応が周知されているか。

##### イ 育成支援の状況

- ・運営方針に基づいた保育計画を作成し、実践及び育成支援の内容を記録しているか。
- ・こどもの人権に配慮した育成支援が行われているか。
- ・支援の提供日、その他必要な事項に関する記録を整備しているか。